

# 武蔵野学院大学大学院 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 武蔵野学院大学大学院（以下「本大学院」という）は、建学の精神「他者理解」に基づき、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図ると共に、高度な学術研究への道を開き、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己点検評価)

第2条 本大学院の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検評価を行い、その教育研究活動の改善に努める。

2 自己点検評価に関し必要な事項は別に定める。

### (課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期課程（2年）と後期課程（3年）に区分し、前期課程（2年）を修士課程と取り扱う。

3 この学則において前項の前期課程（2年）は博士前期課程、後期課程（3年）は博士後期課程とする。

### (研究科、専攻及び入学定員)

第4条 本大学院に国際コミュニケーション研究科（以下「研究科」という）を置く。

2 前項の研究科の専攻、及び入学定員は次の通りである。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	博士前期課程	10名	20名
	国際コミュニケーション専攻	博士後期課程	3名	9名

(研究科、専攻の目的)

第5条 国際コミュニケーション研究科及び博士前期課程及び博士後期課程の目的を次のように定める。

2 国際コミュニケーション研究科の目的を次のように定める

国際感覚を持ち、国際的舞台や大学、研究機関等で研究者として活躍しうる知識、言動、行動に加え、異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、知識基盤社会をリードする高度な学識を備えた人材育成を目的とする。

国際コミュニケーションを実現する為に、高度なコミュニケーション・スキルや理論を修得した上で、国際的な視点から日本文化・社会を捉え、国際文化・社会の深い理解力を身につけた、高度な学識を備え、学際的な教育・研究を行うことを教育研究の目的とする。

3 博士前期課程及び博士後期課程の目的を次のように定める。

(1) 国際コミュニケーション専攻博士前期課程

知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では、「国際コミュニケーション」に関する専門的知見を高め、これをもって知識基盤社会を支え、高度な学識を備え、且つ職業的舞台で展開していくスキルと知識を深めるという実践的観点から、教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルや理念を修得した上で、日米中を中心とした文化・社会の深い理解力を身につけ、高度な知的素養を備える人材の養成を目的とする。

(2) 国際コミュニケーション専攻博士後期課程

知識基盤社会を支える高度な知的な素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では国際感覚を持ち、国際的舞台や大学研究機関で研究者等として活躍しうる知識、行動力ならびに異文化理解に関するコミュニケーション能力を有し、もって知識基盤社会をリードする高度な学識を備えるという観点から教育・研究を行うことを理念とする。そこで、高度なコミュニケーション・スキルを背景にして、文化・社会を高度なレベルで理解、研究し、「他者理解」に基づく「共生的社会」を構築していこうとする問題意識を持ち多面的な異文化理解の交流や相互の発展を企図する。本専攻はこうした必要性に対応するものとして、「国際コミュニケーション」を掲げ、学際的な教育・研究を実施し、その教育・研究の専門家の養成を目的とする。

(修業年限)

第6条 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士前期課程で在学期間中に特に優れた業績をあげた者については、1年以上

在学すれば足りるものとする。

- 3 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位を勘案した場合には、1年を超えない範囲で博士前期課程の在学期間とみなすことができる。ただし、博士前期課程には1年以上在学することとする。
- 4 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年数の制限)

- 第7条 博士前期課程の在学年数は4年を超えることができない。
- 2 博士後期課程の在学年数は6年を超えることができない。

## 第2章 教員組織及び運営

(担当教員)

- 第8条 大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 大学院の研究指導は、教授が担当するものとし必要な場合は准教授及び講師に分担させることができる。

(研究科委員会)

- 第9条 本大学院の研究科に研究科委員会を設ける。
- 2 研究科委員会は、学長及び研究科の授業を担当する教授を委員として組織する。
  - 3 研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科長)

- 第10条 本大学院に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、大学院研究科長選考規程により、研究科委員会を構成する教授の中から理事会が決定する。
  - 3 研究科長は、研究科を統括する。
  - 4 研究科長は、研究科委員会を招集して議長となる。
  - 5 研究科長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

- 第11条 本大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
    - 1) 学生の入学、課程の修了

- 2) 学位の授与
- 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 3 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他研究科委員会に関する規程は、別に定める。

### 第3章 授業科目・履修方法及び学位授与の方法

（授業科目・単位数・指導教員）

- 第12条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表の通りとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
  - 3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。
  - 4 研究科は学位論文作成の研究指導のため、研究科委員の中から専門分野に応じて選考された本学教授、准教授より、指導教員を定める。
  - 5 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)については別に定める。

（長期履修生）

- 第13条 院生で長期履修を希望する者がある時は、選考の上、博士前期課程では3年もしくは4年、博士後期課程では4年から6年の長期履修を認めることが出来る。

（授業科目の履修）

- 第14条 院生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

（他の大学院の科目の履修）

- 第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、院生に他の大学院の科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、院生が履修した科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 3 前項により与えることのできる博士前期課程の単位数は、第17条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数を合わせて20単位を超えない

いものとする。

(他の大学院等における研究指導)

- 第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院、又は研究所等の協議に基づき、院生に他の大学院、又は研究所において、必要な研究指導を受けさせることができる。当該研究指導を受ける期間は、博士前期課程では1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修了要件となる研究指導と認めることができる。
  - 3 他の大学院等における研究指導の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第17条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む)において、履修した科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の、本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものは、次のように定める。
    - (1) 博士前期課程は15単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
    - (2) 博士後期課程は2単位を超えないものとする。
  - 3 前項により与えることのできる博士前期課程の単位数は、第15条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数を合わせて20単位を超えないものとする。

(試験及び単位の認定)

- 第18条 科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(博士前期課程及び博士後期課程の修了要件)

- 第19条 博士前期課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、第12条の規定により、所要の科目について研究指導を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、特に優れた業績をあげた者については、研究科において特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士後期課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、第12条の規定により、所定の科目について8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文の審査、及び最終試験)

第20条 修士及び博士の学位授与の審査は、研究科委員会が行う。

- 2 博士前期課程及び博士後期課程に所定の期間在学して、所定の単位を修得して学位論文を提出した者について、学位論文の審査、及び最終試験を行う。
- 3 修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の定める審査員がこれを行う。
- 4 研究科委員会は学位論文の審査、及び最終試験の結果について総合審査を行い、合格・不合格を決定する。
- 5 本大学院の博士後期課程を経ずして論文を提出し、博士の学位を請求する者については第19条2項により学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる時は、その論文の審査と最終試験を行い、合格・不合格を決定する。

(修了認定・学位授与)

第21条 学長は、博士前期課程を修了した者には、修士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。

- 2 学長は、博士後期課程を修了した者には、博士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。
- 3 学長は、第20条第5項により論文の審査と最終試験に合格した者には、博士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。
- 4 修了・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)については別に定める。

## 第4章 入学・退学等

(入学の時期)

第22条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第23条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者。
- (2) 学士の学位を有する者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程

を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。

(6) 本大学院において、次に掲げる各号に該当する 22 歳に達した者で、個別の入学資格審査の結果、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

イ. 高等専門学校、短期大学の卒業者

ロ. 専修学校、各種学校の卒業者

ハ. 外国大学日本分校、外国人学校の卒業者

(7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。

(1) 修士の学位または専門職学位を有する者。

(2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。

(4) 文部科学大臣の指定した者。

(5) 本大学院において、個別の入学資格審査の結果、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で 24 歳に達した者。

#### (入学の出願)

第 24 条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項に定める。

#### (入学者の選抜・選考)

第 25 条 入学志願者については、選抜試験を行う。

2 入学者の選考は、研究科委員会において行う。

3 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) については別に定める。

#### (入学手続き及び入学許可)

第 26 条 入学選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

- 第27条 大学院を修了した者、又は退学した者で本大学院に再入学・転入学を志願する者があるときは、研究科委員会において選考の上、学長が入学を許可することができる。
- 2 前項の入学を許可された者の、既に履修した科目、及び単位の取扱い、並びに修業年限は研究科委員会において定める。

(休学)

- 第28条 病気その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の事由が消滅したときは、復学願を提出しなければならない。復学の時期は学期の始めとする。
- 4 休学の期間は、当該学年度とし、やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。
- 5 休学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第7条の在学期間に算入しない。

(退学)

- 第29条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 博士前期課程に4年在学し、所定単位の未修得、並びに修士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。
- 3 博士後期課程に6年在学し、所定単位の未修得、並びに博士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。

(除籍)

- 第30条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第28条第5項に定める休学期間を超えてなお、復学できない者。
- (2) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納付しない者。
- (3) 長期間に渡り行方不明の者。

(社会人入学)

第31条 本大学院に入学を希望する社会人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

(外国人入学)

第32条 本大学院に入学を希望する外国人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

## 第6章 学年及び休業日

(学年、休業日)

第33条 本大学院の学年及び休業日に関する事項は、武蔵野学院大学学則第10条、第11条、第12条を準用する。

## 第7章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生

(研究生)

第34条 本大学院の博士前期課程及び博士後期課程を修了し、さらに研究を続けようとする者は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

2 本大学院以外の者で、特定の研究を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

(科目等履修生)

第35条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の単位取得を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可し、所定の単位を授与することがある。

2 科目等履修生として受講することが出来る単位は15単位以内とする。

(聴講生)

第36条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、聴講生として受講を許可することがある。

2 聴講生として受講することが出来る単位は博士前期課程は12単位以内、博士後期課程は2単位以内とする。

(特別研究生)

第37条 他の大学院(外国の大学院等を含む)との協議に基づき、当該地の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受ける希望の者がある時は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、特別研究生として研究指導を受けることが出来る。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等)

第38条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料等は別表に定める通りとする。

(長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等)

第39条 長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等については別に定める。

(その他)

第40条 授業料等の納期、納付した授業料等の返還、休学、復学、学年の途中で修了、退学、除籍等の授業料等は、武蔵野学院大学学則第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条を準用する。

## 第9章 奨学金制度

(奨学金)

第41条 人物、学業成績等が優秀な院生又は経済的に修学困難な事情が生じた院生に対しては、選考の上奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第42条 院生として表彰に値する行為があった者には、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することが出来る。

(学位の取り消し)

第43条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、研究科委員会の議を経て、学長が学位を取り消すものとする。

2 学位を得た者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、その授与した学位を、学長が取り消すことがある。

(罰則)

第44条 本大学院の学則に違反し、又は院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する院生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他院生としての本分に反した者。

## 第11章 改正

(改正)

第45条 本大学院学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附則 本大学院学則に規定のない単位の計算方法等の事項は、武蔵野学院大学学則第26条、第27条、第28条、第29条、第49条を準用する。

2 この学則は文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

3 この学則は平成21年4月1日から施行する。

4 この学則は平成23年4月1日から施行する。但し、平成23年3月31日に在学している者については、従前の例による。

5 この学則は平成27年1月1日から施行する。

6 この学則は平成27年4月1日から施行する。

7 この学則は平成28年4月1日から施行する。なお、本大学院学則に規定のない単位の計算方法等の事項は、武蔵野学院大学学則第27条、第28条、第29条、第30条、第50条を準用する。

8 この学則は平成29年4月1日から施行する。但し、平成29年3月31日に在学している者については、従前の例による。

9 この学則は令和2年4月1日から施行する。

- 1 0 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 1 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。但し、第12条第2項及び第3項を除き、令和4年3月31日に在学している者については、従前の例による。日中コミュニケーション専攻博士後期課程は令和4年3月31日で廃止する。
- 1 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 3 この学則は令和6年4月1日から施行する。但し、別表第2を除き、令和6年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 1 4 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1)

国際コミュニケーション研究科  
国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)

授業科目の概要		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備考
			必修	選択	自由		
言語・ コミュニ ケーシ ョン科 目	英語コミュニケーション特殊演習 1	1・2		2		演習	選択 必修 4単位
	英語コミュニケーション特殊演習 2	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習 1	1・2		2		演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習 2	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習 1	1・2		2		演習	
	日本語特殊演習 2	1・2		2		演習	
	コミュニケーション特殊講義 1	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義 2	1・2		2		講義	
	コミュニケーション特殊講義 3	1・2		2		講義	
日本文化・ 社会科 目	日本文化特殊講義 1	1・2		2		講義	選択 必修 4単位
	日本文化特殊講義 2	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義 3	1・2		2		講義	
	日本文化特殊講義 4	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義 1	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義 2	1・2		2		講義	
	日本社会特殊講義 3	1・2		2		講義	
国際文化・ 社会科 目	国際コミュニケーション特殊講義 1	1・2		2		講義	選択 必修 4単位  上記各科目群の選択必 修単位以外10単位以上 を履修し、合計22単位 以上
	国際コミュニケーション特殊講義 2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義 1	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義 2	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義 3	1・2		2		講義	
	国際文化特殊講義 4	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義 1	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義 2	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義 3	1・2		2		講義	
	国際社会特殊講義 4	1・2		2		講義	
研究指 導	研究指導 1 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	必修 8単位
	研究指導 2 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導 3 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	
	研究指導 4 (発表指導・研究倫理含む)	1・2	2			演習	

国際コミュニケーション研究科  
国際コミュニケーション専攻（博士後期課程）

授業科目の概要	配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備考
		必修	選択	自由		
言語・コミュニケーション研究科目 言語コミュニケーション特殊研究 1 言語コミュニケーション特殊研究 2 コミュニケーション特殊研究 1 コミュニケーション特殊研究 2	1・2		2		演習	選択必修2単位
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
日本文化・社会研究科目 日本文化特殊研究 1 日本文化特殊研究 2 日本社会特殊研究 1 日本社会特殊研究 2	1・2		2		演習	選択必修2単位
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
国際文化・社会研究科目 国際文化特殊研究 1 国際文化特殊研究 2 国際社会特殊研究 1 国際社会特殊研究 2	1・2		2		演習	選択必修2単位 上記各科目群の選択必修単位以外2単位以上を履修し、合計8単位以上
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
	1・2		2		演習	
(研究指導)	1～3	—	—	—		

## 履修方法（博士前期課程）

科目	必修	選択必修	選択	備考
言語・コミュニケーション科目	0	4	10	選択とは、各科目群の 選択必修単位以外10単 位以上の意味
日本文化・社会科目	0	4		
国際文化・社会科目	0	4		
研究指導	8	0		
合計	8	12	10	30単位以上

修了要件：必修科目単位8単位、選択必修科目12単位、選択科目10単位（備考欄記載の条件を満たすこと）以上、合計単位30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

## 履修方法（博士後期課程）

科目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
言語・コミュニケーション研究科目	0	2	2	選択とは、各科目群の 選択必修単位以外2単 位以上の意味
日本文化・社会研究科目	0	2		
国際文化・社会研究科目	0	2		
（研究指導）	—	—	—	
合計	0	6	2	8単位以上

修了要件：選択科目8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

## (別表第2)

## 学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	—

授業料	施設費	合計	入学検定料
630,000	170,000	980,000	30,000
630,000	170,000	800,000	—

\* (2年次(2回目)の学生納付金について)

2年次(2回目)とは、単位不足により2年次を連続して2回続けて在学し、半期で修了を目指す者であり、かつ修了要件に不足している単位数が5単位未満である者である。その者は2年次を1回目の2年次と連続して継続した半期に限り、支払うべき学生納付金を以下のとおりにできる。

授業料 157,500円  
 施設費 42,500円  
 合計 200,000円

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	—
	3年次	—

授業料	施設費	合計	入学検定料
530,000	170,000	880,000	30,000
530,000	170,000	700,000	—
530,000	170,000	700,000	—

## 学生納付金内訳表

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	学年	授業料(半期)
	4年次	100,000 (50,000)
	5年次	100,000 (50,000)
	6年次	100,000 (50,000)

\* 修業年限3年で修了要件8単位を取得し、研究指導を受け博士論文提出のために所定の博士後期課程在学延長届を提出した場合の授業料等(施設費は免除)は以上の通りとする。